

茨城県報

第 6 1 1 9 号

昭和48年 5 月 17 日

木 曜 日

(明治35年 3 月 17 日
第三種郵便物認可)

目 次

告 示

	ページ
●医療機関の指定及び廃止(県民福祉課)	1
●療養取扱機関の辞退(医療福祉課)	2
●療養取扱機関の申し出の受理等(//)	2
●換地処分の届出(上須田地区, 柴崎地区, 鶴戸地区)(農地管理課)	3
●入沼地区土地改良事業の適当決定(//)	3
●道路位置の指定(建築指導課)	4

(選挙管理委員会)

●第5回定例委員会の招集	4
--------------------	---

公 告

●田中後土地区画整理組合の設立認可(都市計画課)	5
●取手第二土地区画整理組合の事業計画の変更(//)	5
●日立都市計画多賀土地区画整理事業の事業計画変更の縦覧(//)	6

雑 報

●小野川土地区画整理審議会委員選挙の結果(日本住宅公団)	6
------------------------------------	---

告 示

茨城県告示第513号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定による医療機関について、次のとおり指定及び廃止した。

昭和48年 5 月 17 日

茨城県知事 岩 上 二 郎

1 指 定

区 分	指 定 番 号	名 称	所 在 地	開 設 者 氏 名	指 年 月 定 日
医 科	1761	池田小児科眼科医院	水戸市河和田町字中丸 2053の52	池 田 忠 雄	48. 5. 1
〃	1762	上 久 保 医 院	那珂郡大宮町466	上久保 一 夫	〃
〃	1763	河井耳鼻咽喉科医院	取手市大字取手乙965	河 井 克 之	〃
〃	1764	整形外科 岡村医院	鹿島郡銚田町2157	岡 村 豊	〃
歯 科	562	渡 辺 歯 科 医 院	竜ヶ崎市若柴町29645	渡 辺 英 樹	〃

〃	563	大 貫 歯 科 医 院	竜ヶ崎市砂町2792	大 貫 英 世	〃
医 科	1765	医療法人社団同樹会 結 城 病 院	結城市大字結城560の2	大 木 和 子	〃

2 廃 止

区 分	指 定 番 号	名 称	所 在 地	開 設 者 氏 名	指 年 月 定 日
歯 科	464	大 貫 歯 科 医 院	竜ヶ崎市砂町2792	大 貫 詮	48. 3. 31
医 科	722	笠 間 医 院	笠間市笠間1173の2	入 江 み の る	48. 4. 14
〃	612	結 城 病 院	結城市大字結城560の2	大 木 庫	48. 1. 5

茨城県告示第514号

次の機関は、国民健康保険法第47条第1項の規定より療養取扱機関を辞退したので、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令第1条第1項の規定により告示する。

昭和48年5月17日

茨城県知事 岩 上 二 郎

機関番号	療 養 取 扱 機 関 名	所 在 地	辞 退 年 月 日
444. 003. 2	戸 崎 薬 局	北相馬郡藤代町片町296	48. 4. 25

茨城県告示第515号

下記1のものは、国民健康保険法第37条第3項の規定により、療養取扱機関の申し出の受理があつたものとみなされ、並びに下記1及び2のものから国民健康保険法第37条第5項の規定により、他の都道府県の療養の給付を取り扱う旨の申し出を受理したので、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令第1条第1項および第2項により告示する。

昭和48年5月17日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

- 1 療養取扱機関の申出の受理があつたものとみなされ、及び国民健康保険法第37条第5項の申出を受理したもの。

機関番号	申出受理 年 月 日	療養取扱機関名	開 設 者 名	所 在 地	37条5項 受理年月日	申 出 年 月 日 範 囲
332. 045. 4	48. 4. 15	会 沢 外 科	会 沢 寛 美	那珂郡那珂町 菅谷3014	48. 4. 15	全 国
033. 036. 1	〃	田 辺 歯 科 医 院	田 辺 節 子	土浦市内西町 9の2	〃	〃

083.016.2	48.4.1	大 貫 〃	大 貫 英 世	竜ヶ崎市砂町 2792	48.4.1	〃
153.010.0	〃	久保田 〃	久保田 和 男	北茨城市磯原町 367	〃	〃
393.009.2	48.4.15	色 川 〃	色 川 卓 男	新治郡千代田村 下稲吉逆西 2110の15	48.4.15	〃

2 すでに療養取扱機関として受理されていたが、新たに国民健康保険法第37条第5項の申出を受理したもの。

機関番号	療養取扱機関名	開 設 者 名	所 在 地	37条5項申出 受理年月日	出 囲
511.001.0	国 立 水 戸 病 院	坪 晴 行	水戸市東原3—2—1	48.4.10	全 国

茨城県告示第516号

昭和47年10月12日付農管指令第262号をもつて認可した新利根川土地改良区・上須田地区の換地計画については、換地処分があつた旨届出があつたので、土地改良法第54条第4項の規定により公示する。

昭和48年5月17日

茨城県知事 岩 上 二 郎

茨城県告示第517号

昭和47年10月12日付農管指令第261号をもつて認可した新利根川土地改良区・柴崎地区の換地計画については、換地処分があつた旨届出があつたので、土地改良法第54条第4項の規定により公示する。

昭和48年5月17日

茨城県知事 岩 上 二 郎

茨城県告示第518号

昭和48年3月19日付農管指令第100号をもつて認可した岩井市営鶴戸地区の換地計画については、昭和48年4月5日換地処分が完了した旨届出があつたので、土地改良法第96条の4において準用する同法第54条第4項の規定により公告する。

昭和48年5月17日

茨城県知事 岩 上 二 郎

茨城県告示第519号

猿島町生子新田133遠藤国吉ほか229名から昭和48年3月2日付で認可申請のあつた入沼地区土地改良事業（共同施行）は適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条第3項において準用する同法第8条第6項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和48年5月17日

茨城県知事 岩 上 二 郎

1 縦覧に供する書類

- (ア) 入沼地区土地改良事業共同施行規約の写し
(イ) 入沼地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

昭和48年5月24日から昭和48年6月12日まで

3 縦覧の場所

猿島町役場

茨城県告示第520号

建築基準法第42条第1項第5号の道路を次のとおり指定したので建築基準法施行規則第10条の規定に基づき公告する。

昭和48年5月17日

茨城県知事 岩 上 二 郎

A

番 号	指定年月日	指 定 の 位 置	道路幅員及び延長	
			幅 員 (m)	延 長 (m)
1	48. 5. 17	勝田市大字田彦字後原1276	4.00	34.90
2	〃	水戸市笠原町1196—18, 15, 16	4.00	25.50

B

1	48. 5. 17	石岡市石岡字西羽黒9257	6.00	8.00
2	〃	土浦市大字中村西根字下木1981	4.00	31.80

C

1	48. 5. 17	稲敷郡牛久町大字牛久字大流3143番地の5	4.00	33.17
---	-----------	-----------------------	------	-------

(選 挙 管 理 委 員 会)

茨城県選挙管理委員会告示第9号

茨城県選挙管理委員会第5回定例委員会を次のとおり招集する。

昭和48年5月17日

茨城県選挙管理委員会

委員長 中 島 鍬 太 郎

1 招 集 日 時 昭和48年5月17日 午前10時30分

2 招 集 場 所 県議会議事堂内特別会議室

3 協 議 事 項

(1) 昭和48年度事業について

(2) その他

公 告

●田中後土地区画整理組合の設立認可

田中後土地区画整理組合の設立認可については、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第14条第1項の規定により認可したので次のとおり公告する。

昭和48年5月17日

茨城県知事 岩 上 二 郎

1 組 合 の 名 称

田中後土地区画整理組合

2 事 業 施 行 期 間

昭和48年5月17日から昭和50年3月31日まで

3 施 行 地 区

那珂湊市字田中後の一部

4 事務所の所在地

那珂湊市和田の上370番地

那珂湊市役所内

5 設立認可の年月日

昭和48年5月10日

6 事 業 年 度

自昭和48年度 至昭和49年度

7 公 告 の 方 法

那珂湊市役所掲示板

●取手第二土地区画整理組合の事業計画の変更

取手第二土地区画整理組合の事業計画の変更について認可したから、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第4項の規定により次のとおり公告する。

昭和48年5月17日

茨城県知事 岩 上 二 郎

1 組 合 の 名 称

取手第二土地区画整理組合

2 事業施行期間

昭和45年10月22日から昭和49年 3 月31日まで

3 施行地区

取手市大字井野字林跡

〃 〃 字北中原

4 事務所の所在地

取手市取手1640番地

5 設立認可の年月日

昭和45年10月22日

6 変更認可の年月日

昭和48年 5 月10日

●日立都市計画多賀土地区画整理事業の事業計画変更の縦覧

昭和47年 1 月10日付で変更した日立都市計画多賀土地区画整理事業の事業計画を変更したいので、都市計画法施行法第36条第 1 項の規定に基づき、同法第35条の規定による改正前の土地区画整理法 (昭和29年法律第119号) 第55条第10項において準用する同条第 1 項及び改正前の土地区画整理法施行令 (昭和30年政令第47号) 第 3 条の規定により次のとおり公衆の縦覧に供します。

昭和48年 5 月17日

茨城県知事 岩 上 二 郎

1 縦覧の開始の日

昭和48年 5 月18日

2 縦 覧 場 所

茨城県水戸市三の丸 1 丁目 5 の38

水戸土地区画整理事務所

3 縦 覧 時 間

午前 9 時から午後 4 時30分まで

雑

報

●日本住宅公団研究学園都市開発局公告第 5 号

日本住宅公団法施行令 (昭和30年政令第 124 号) 第 7 条において準用する土地区画整理法施行令 (昭和30年政令第47号) 第35条第 5 項の規定に基づき、昭和48年 5 月13日執行した日本住宅公団小野川土地区画整理審議会の委員の選挙において当選した者の氏名及び住所を次のように公告する。

記

委員の種別	氏 名	住 所
土地所有者委員	篠 原 重 光	茨城県筑波郡谷田部町榎戸509の3
"	高 野 芳 男	" " " 館野449
"	成 島 保	" " " 大字中内283
"	藤 沢 知 夫	" " " 館野464
"	本 多 徳 次 郎	" " " 大字中内420
"	宮 本 寛	" " " 大字西大沼531
"	宮 本 守	" " " 館野352の9
"	宮 本 芳 明	" " " 館野466

昭和48年 5 月17日

日 本 住 宅 公 団

~~~~~

□ 県政の総覧 ～ 県民の六法 □

## 茨 城 県 報

茨城県の行政機構、財政、農林、水産、商工、観光、土木、衛生、労働、公安、教育、文化、民生等あらゆる行政にわたる県民の権利、自由もしくは利害に、直接間接関係のある条例、規則、告示、公告等は、いずれも「茨城県報」に登載し公表されます。

県政を理解することは県民の皆さまの事業活動、日常生活のため必要であり、ぜひ知ってもらわねばならないので、県ではこの県報の有償配付をいたしております。

購読御希望の方は、茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県総務部文書課あてお申し込み下さい。購読料は、昭和47年4月1日から送料とも1ヵ月300円です。

毎週月・木曜日発行（緊急事項は号外発行）（定価送料とも1ヵ月）  
（休日の場合は繰り下ぐ） 金 3 0 0 円

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県水戸市城東1丁目5番5号

発行人 茨 城 県  
発行所

印刷所 茨 城 県 印 刷 所